

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第83号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年名古屋市条例第41号）中第 1 条（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）別表第 3 の改正規定（10の項に係る部分に限る。）に限る。）及び附則第 7 項（特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 6 号）第 2 条第 2 号の改正規定及び附則第 7 項を削る改正規定を除く。）の規定の施行期日は、令和 7 年 7 月 4 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。